新潟県条例第25号

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　人員及び運営に関する基準（第４条－第６条）
第３章　雑則（第７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第47条第１項第１号、法第79条第２項第１号（法第79条の２第４項において準用する場合を含む。）並びに法第81条第１項及び第２項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準）

第３条　法第79条第２項第１号（法第79条の２第４項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第２章　人員及び運営に関する基準

（人員及び運営に関する基準）

第４条　指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営に関する基準は、次条及び第６条に定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（記録の整備）

第５条　指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者等」という。）は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供に関する基準省令第29条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第６条　指定居宅介護支援事業者等は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

２　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)～(4)　（略）
(5)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

2　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44)　（略）	（略）
（略）	
(6)～(9)　（略）	

2　介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44)　（略）	（略）
（略）	
(6)～(9)　（略）	